

# 第8期三宅村介護保険事業計画

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年に創設され、高齢者の介護になくてはならないものとして定着し、サービスの充実が図られています。さらに、要支援・要介護者の増加や在宅ニーズの増大、家族介護者の負担など、多様なニーズへの対応が求められており、今後も安定して制度を運用することが肝要となっています。

昨今、社会福祉分野では、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が目標とされています。その中で、介護・高齢者の分野では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化が求められています。

本村では、平成29年度に「第7期介護保険事業計画」を策定し、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年を見据え、地域包括ケアシステムの構築と持続可能な介護保険制度の運営に向けた取り組みを推進してきました。

「第8期介護保険事業計画」は、引き続き地域包括ケアシステムの整備を進めると同時に、地域支援事業の充実に取り組み、高齢者ができるだけ長く、本人の能力や意欲に応じて地域で暮らしていける環境づくりを目指して策定いたします。

## 2 法令等の根拠及び計画期間

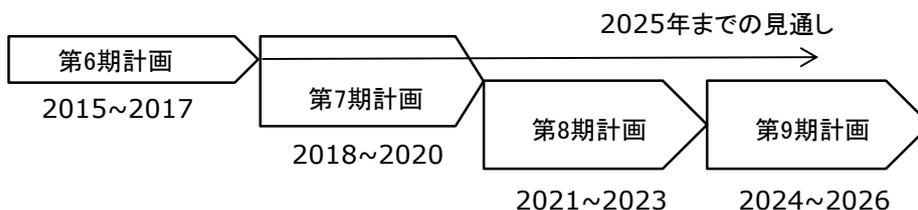
### (1) 法令等の根拠

介護保険法第117条第1項の規定に基づき三宅村介護保険事業計画を策定するもので、同条第2項の規定により、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定め、もって介護保険事業運営の基礎に資するものです。

### (2) 計画の期間

「第8期計画」の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。なお本計画では団塊の世代が後期高齢者に到達する令和7（2025）年までの長期的な視点を踏まえ、検討・策定しています。

図表 介護保険事業計画の計画期間

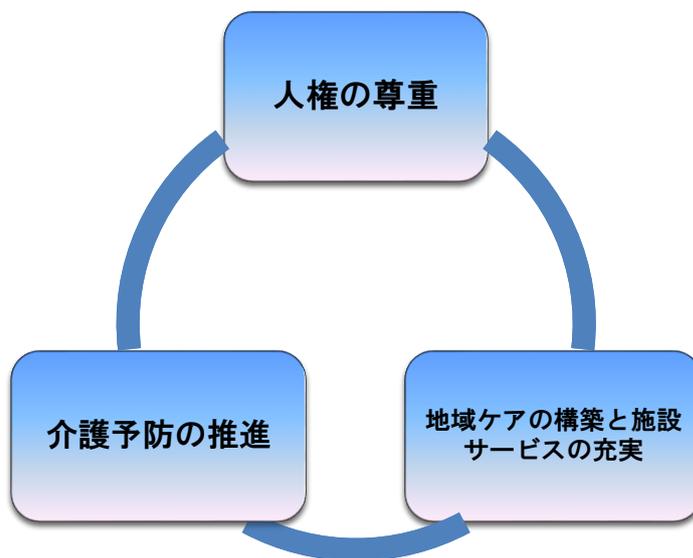


## 第2章 基本理念と基本目標

### 1 基本理念

この計画は、三宅村高齢者保健福祉計画と一体のものとし、また第5次三宅村総合計画と調和のとれたものとして、住民参加のもと次の基本理念に基づいて策定及び推進します。

図表 ー基本理念



#### (1) 人権の尊重

高齢者が、人間としての尊厳と人権が守られるとともに、家族及び地域社会の一員として重んじられること。

#### (2) 介護予防の推進

要介護状態にさせないための予防や、要介護状態の軽減・悪化の防止に向けた継続的、効果的な介護予防サービスの推進。

#### (3) 地域ケアの構築と施設サービスの充実

認知性高齢者が増加する中、住み慣れた地域での生活継続が重要であり、可能な限りその居宅における高齢者自身の能力に応じた自立生活の支援。

## 2 基本目標

この計画は、基本理念を具体化するために、保健・医療・福祉が相互に連携し合いながら、次の基本目標を目指します。

- (1) 地域包括支援センターの機能強化  
地域包括ケアシステムの構築に向けて、その中核的役割を担う地域包括支援センターが、より質の高い業務を行うために必要な援助及び支援体制の充実を図ります。
- (2) 介護予防事業の充実  
関係者との連携を図りながら、高齢者が要介護状態とならないために介護予防事業を実施し、生活機能の維持・向上を図ります。
- (3) 介護施設サービスの充実  
高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域の実情に即した介護施設サービスの供給量を確保するとともに、重度者利用の推進を図っていきます。
- (4) 居宅サービスの充実  
住み慣れた住宅での生活を支援するために、在宅サービスの量と質の充実を図ります。
- (5) 多様なサービス事業者の連携促進  
被保険者が、主体的な選択に基づいた適切なサービスを総合的、効果的に提供できるように、サービス事業者との連携を図ります。
- (6) 介護給付の適正化事業の実施  
介護サービスを必要とする高齢者（受給者）を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを事業者が法令等に従って適正に提供するように、介護保険の給付適正化事業に取り組みます。
- (7) 医療との連携  
中央診療所との医療連携を図るとともに、新規医療系サービス事業者の受け入れを積極的に推進します。

## 第3章 介護保険対象者等の現状

### 1 介護保険被保険者数の実績

介護保険被保険者数は、令和2年9月末の第1号被保険者数は954人、第2号被保険者数は732人、被保険者総数は1,686人となっています。

平成27年からの推移では、第2号被保険者が減少傾向にあります。

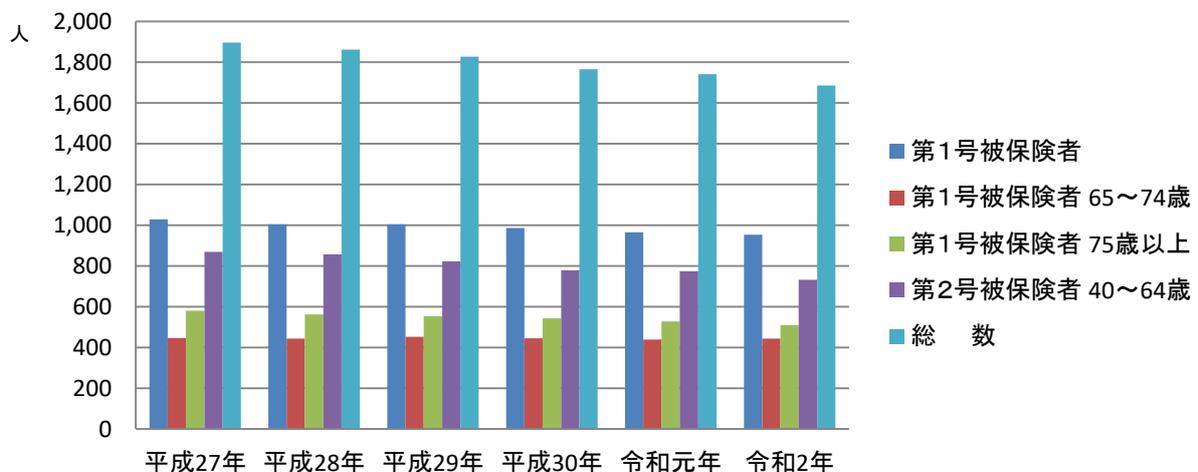
第1号被保険者は、65～74歳の前期高齢者はほぼ横ばい、75歳以上の後期高齢者は減少の傾向を示しています。

図表 一被保険者数の推移

単位：人

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
第1号被保険者		1,028	1,005	1,005	987	966	954
	65～74歳	447	443	452	445	439	444
	75歳以上	581	562	553	542	527	510
第2号被保険者	40～64歳	869	857	822	779	775	732
総 数		1,897	1,862	1,827	1,766	1,741	1,686

出典：住民基本台帳行政区別・年齢別人口調べ（各年9月末値）



## 2 要介護（支援）認定者数の実績

被保険者のうち、要介護（支援）として認定された人の推移は下表のとおりとなっています。

令和2年4月の第1号被保険者の要介護（支援）認定者は183人、第2号被保険者の要介護（支援）認定者は2人、合計185人が要介護（支援）認定を受けています。

平成30年度からの推移では、要介護（支援）認定者の総数と認定率は減少傾向となっています。

図表 一 要介護（支援）認定者数の推移（出典：介護保険事業報告各年4月分）

単位：人

	認定率	計	要 支 援		要 介 護					
			1	2	1	2	3	4	5	
平成30年度	第1号被保険者	20.77%	205	29	29	47	27	28	27	18
	65～74歳	3.60%	16	3	2	5	1	2	2	1
	75歳以上	34.87%	189	26	27	42	26	26	25	17
	第2号被保険者	0.39%	3	1	0	1	0	0	0	1
	総 数	11.78%	208	30	29	48	27	28	27	19
令和元年度	第1号被保険者	20.70%	200	25	24	37	41	33	26	14
	65～74歳	2.73%	12	2	2	3	0	1	3	1
	75歳以上	35.67%	188	23	22	34	41	32	23	13
	第2号被保険者	0.39%	3	2	0	0	0	0	1	0
	総 数	11.66%	203	27	24	37	41	33	27	14
令和2年度	第1号被保険者	19.18%	183	20	21	41	36	34	21	10
	65～74歳	3.83%	17	2	5	2	1	3	3	1
	75歳以上	32.55%	166	18	16	39	35	31	18	9
	第2号被保険者	0.27%	2	1	0	0	0	0	1	0
	総 数	10.97%	185	21	21	41	36	34	22	10

※ 認定率＝被保険者認定者数 ÷ 被保険者数

## 第4章 介護保険サービス利用の現状

### 1 介護保険サービス利用者等の実績

#### (1) 施設系サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設など、施設系サービスの利用者数は、下表のとおりとなっています。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、サービスを利用している被保険者の多くが島内の特別養護老人ホームに入所しています。介護老人保健施設及び介護療養型医療施設については、すべて島外でのサービス提供分となっています。

令和2年度の利用者数は50名で、平成26年度からの推移は、ほぼ一定しています。

図表 一施設系サービス利用者数の推移

単位：人

	計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成26年度	53	0	0	2	1	19	20	11
平成27年度	56	0	0	4	2	14	24	12
平成28年度	53	0	0	6	2	13	15	17
平成29年度	55	0	0	2	5	6	18	24
平成30年度	53	0	0	2	2	12	20	17
令和元年度	53	0	0	0	0	19	20	14
令和2年度	50	0	0	1	3	22	17	7

※ 施設系サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設

※ 出典：各年度の介護保険事業状況報告4月分

#### (2) 標準的居宅サービス

##### ① 標準的居宅サービス受給者対象者の推移

要介護（支援）認定者のうち、施設系サービス利用者を除いた数が、標準的居宅サービス受給者としての対象者となります。

令和2年度の標準的居宅サービス受給者対象者は135人で、平成29年度までは増加傾向にありましたが、平成30年度から減少に転じています。

図表 ー標準的居宅サービス受給者対象者数の推移

単位:人

	計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成26年度	143	20	17	37	32	14	14	9
平成27年度	147	19	20	36	35	18	14	5
平成28年度	151	21	31	44	28	6	7	14
平成29年度	157	35	27	42	27	16	7	3
平成30年度	155	30	29	46	25	16	7	2
令和元年度	150	27	24	37	41	14	7	0
令和2年度	135	21	21	40	33	12	5	3

出典:各年の介護保険事業状況報告4月分

## ② 標準的居宅サービス受給者

標準的居宅サービス受給対象者のうち、実際にサービスを受給した人は令和2年度は93人で、平成26年度からの推移では増加傾向にありましたが、令和2年度は減少に転じています。

図表 ー標準的居宅サービス受給者数の推移

単位:人

	計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成26年度	89	4	7	28	24	10	11	5
平成27年度	91	3	8	25	25	14	12	4
平成28年度	91	7	13	30	22	7	7	5
平成29年度	95	8	18	30	19	12	2	6
平成30年度	98	8	12	38	21	10	3	6
令和元年度	98	9	7	31	28	13	7	3
令和2年度	93	10	4	29	33	8	5	4

出典:各年の介護保険事業状況報告4月分

## ③ 標準的居宅サービス受給率

標準的居宅サービス受給者対象者のうち、実際にサービスを受給した人の割合（標準的居宅サービス受給率）については、令和2年度は68.9%となっており、平成26年度から減少傾向でしたが、平成30年度から増加に転じています。

図表 ー標準的居宅サービス受給率の推移

	計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成26年度	62.2%	20.0%	41.2%	75.7%	75.0%	71.4%	78.6%	55.6%
平成27年度	61.9%	15.8%	40.0%	69.4%	71.4%	77.8%	85.7%	80.0%
平成28年度	60.3%	33.3%	41.9%	68.2%	78.6%	116.7%	100.0%	35.7%
平成29年度	60.5%	22.9%	66.7%	71.4%	70.4%	75.0%	28.6%	200.0%
平成30年度	63.2%	26.7%	41.4%	82.6%	84.0%	62.5%	42.9%	300.0%
令和元年度	65.3%	33.3%	29.2%	83.8%	68.3%	92.9%	100.0%	—
令和2年度	68.9%	47.6%	19.0%	72.5%	100.0%	66.7%	100.0%	133.3%

## 2 サービス別利用者等の実績

### (1) 居宅介護サービスの利用者数と利用率

居宅介護サービス別の利用者数と利用率は、下記の表のとおりとなっています。

利用者数、利用率ともに多いサービスは、訪問介護、訪問看護、通所介護及び居宅介護支援となっています。また、島内での利用はありませんが、令和元年度より、短期入所療養介護（介護医療院）の項目が増えました。

利用率の推移については、年々、減少傾向にあります。

図表 一居宅介護サービスの利用者数と利用率の推移

	利用者数			利用率		
	H30年度	R元年	R2年度	H30年度	R元年	R2年度
居宅介護サービス	236	273	238			
訪問介護	50	52	42	21.19%	19.05%	17.65%
訪問入浴介護	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
訪問看護	19	27	27	8.05%	9.89%	11.34%
訪問リハビリテーション	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
居宅療養管理指導	14	22	17	5.93%	8.06%	7.14%
通所介護	43	46	43	18.22%	16.85%	18.07%
通所リハビリテーション	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
短期入所生活介護	15	16	13	6.36%	5.86%	5.46%
短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
福祉用具貸与	15	25	18	6.36%	9.16%	7.56%
福祉用具購入費	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
住宅改修費	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
特定施設入所者生活介護	3	5	3	1.27%	1.83%	1.26%
居宅介護支援	77	80	75	32.63%	29.30%	31.51%

出典：各年の介護保険事業状況報告4月分

(2) 居宅介護予防サービスの利用者数と利用率

居宅介護予防サービス別の利用者数と利用率は、下記の表のとおりとなっています。

利用者数、利用率ともに多いサービスは、介護予防訪問介護、介護予防通所看護、介護予防支援となっています。

利用率の推移については、3年間では減少傾向にあります。

図表 一居宅介護予防サービスの利用者数と利用率の推移

	利用者数			利用率		
	H30年度	R元年	R2年度	H30年度	R元年	R2年度
居宅介護予防サービス	49	32	20			
介護予防訪問介護	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護予防訪問看護	15	11	11	30.61%	34.38%	55.00%
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護予防居宅療養管理指導	0	0	9	0.00%	0.00%	45.00%
介護予防通所介護	8	7	0	16.33%	21.88%	0.00%
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護予防福祉用具貸与	6	1	0	12.24%	3.13%	0.00%
介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護予防住宅改修費	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護予防 特定施設入所者生活介護	2	1	3	4.08%	3.13%	15.00%
介護予防支援	18	12	10	36.73%	37.50%	50.00%

出典：各年の介護保険事業状況報告4月分

## 第5章 高齢者数等の推計

### 1 高齢者数・被保険者数の推計

#### (1) 高齢者人口

介護保険制度運営の将来展望を行うにあたっての基礎となる高齢者人口の推計については、平成30年度に987人であった高齢者人口は、減少傾向で推移して、本計画の最終年度である令和5年度には、882人と見込みました。

図表 一 高齢者人口の推計

単位：人

	実 績			推 計			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
65～74歳	447	439	444	415	401	384	372
75歳以上	540	521	502	507	501	498	511
合 計	987	960	946	922	902	882	883

出典：住民基本台帳行政区別・年齢別人口調べ（各年9月末値）

#### (2) 被保険者数

介護保険被保険者数については、第1号被保険者（高齢者）数の推計とともに、40～64歳の第2号被保険者数の推計を行い、以下のように見込んでいます。

平成30年度1,766人であった被保険者数は、減少傾向で推移して、本計画の最終年度である令和5年度は1,528人と見込みました。

図表 一 被保険者数の推計

単位：人

	実 績			推 計			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
第1号被保険者	987	960	946	922	902	882	883
65～74歳	447	439	444	415	401	384	372
75歳以上	540	521	502	507	501	498	511
第2号被保険者 40～64歳	779	775	732	702	673	646	613
合 計	1,766	1,735	1,678	1,624	1,575	1,528	1,496

出典：住民基本台帳行政区別・年齢別人口調べ（各年9月末値）

## 2 要介護（支援）認定者数の推計

介護保険要介護（支援）認定者数については、以下のように見込んでいます。

本計画期間中の要介護（支援）認定者数については、ほぼ横ばいで推移して、最終年度では193人と推計しました。

図表 一 要介護（支援）認定者数の推計

単位：人

	実 績			推 計			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
要介護（要支援） 認定者数	208	203	185	192	194	193	184
要支援1	30	27	21	24	24	24	21
要支援2	29	24	21	18	18	18	15
要介護1	48	37	41	45	45	44	42
要介護2	27	41	36	37	38	38	36
要介護3	28	33	34	27	26	26	27
要介護4	27	27	22	26	27	27	27
要介護5	19	14	10	15	16	16	16

出典：各年の介護保険事業状況報告4月分

## 第6章 各サービス別供給量・給付費の推計

### 第1節 介護サービス量・給付費

#### 1 サービス量確保の考え方

これまでの計画において、高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるような各種サービスを一体化して提供する「地域包括ケア」の考え方を念頭に置いたサービス提供を行ってきました。

「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年を見据え、第8期においても引き続き「地域包括ケア」の取組を推進させ、安定したサービスの供給と利用促進を図るため、以下のとおりサービス量の確保を図ってまいります。

##### (1) 居宅サービス

これまでの利用実績動向を踏まえ、今後のサービス量の確保を見込んでいます。

現在、島内で実施している介護サービスは、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所生活介護であり、これら居宅サービスについては、平成30年度から令和2年度までの実績数値を踏まえながら、計画値を推計しました。

また、島内で実施していないサービスについては、平成30年度から令和2年度までの利用実績を踏まえ、計画値を推計しました。

##### (2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者の住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるべきサービスのことを指します。

本村では、人口規模や地域の特性から、島内を一つの日常生活圏域としており、島内でサービス提供の拠点が確保されることが前提となります。

本計画期間内での実施は、拠点確保等の見込みが困難であることから、見送ることとします。

##### (3) 施設サービス

平成19年度から特別養護老人ホームが再開され、本村在住者、住所地特例者合わせて48名を見込んでいます。その他の施設サービスについては、島外の施設利用者を含めて見込んでいます。

## 2 サービス量・給付費の推計

図表 一 居宅/地域密着型/施設サービス量・給付費の推計(その1)

単位:千円・人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1)居宅サービス		89,161	91,813	90,239	85,646
①訪問介護	給付費	28,892	30,140	30,066	27,962
	回数	769.7	799.5	797.5	743
	(人数)	44	46	46	43
②訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
③訪問看護	給付費	9,363	9,556	8,784	8,784
	回数	227.6	232.3	213.7	213.7
	(人数)	20	20	18	18
④訪問リハビリテーション	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
⑤居宅療養管理指導	給付費	1,718	1,719	1,719	1,719
	(人数)	8	8	8	8
⑥通所介護	給付費	29,580	30,773	30,045	28,420
	回数	372.5	388.1	378.9	356.9
	(人数)	46	48	47	44
⑦通所リハビリテーション	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
⑧短期入所生活介護	給付費	6,961	6,973	6,973	6,165
	回数	88.0	88.1	88.1	77.1
	(人数)	10	10	10	9
⑨短期入所療養介護 (老健)	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
⑩短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
⑪短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
⑫福祉用具貸与	給付費	2,191	2,191	2,191	2,135
	人数	21	21	21	20
⑬特定福祉用具購入費	給付費	327	327	327	327
	人数	1	1	1	1
⑭住宅改修費	給付費	1,863	1,863	1,863	1,863
	人数	1	1	1	1
⑮特定施設入居者生活介護	給付費	8,266	8,271	8,271	8,271
	人数	3	3	3	3

図表 一 居宅/地域密着型/施設サービス量・給付費の推計(その2)

単位:千円・人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(2)地域密着型サービス		0	0	0	0
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	0	0	0	0
	(人 数)	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	給付費	0	0	0	0
	(人 数)	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	給付費	0	0	0	0
	(人 数)	0	0	0	0
④認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0
	(人 数)	0	0	0	0
⑤小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0
	(人 数)	0	0	0	0
⑥認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0
	(人 数)	0	0	0	0
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0
	(人 数)	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	給付費	0	0	0	0
	(人 数)	0	0	0	0
⑨看護小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0
	(人 数)	0	0	0	0
(3)施設サービス		140,637	140,712	140,712	140,712
①介護老人福祉施設	給付費	125,188	125,255	125,255	125,255
	(人 数)	48	48	48	48
②介護老人保健施設	給付費	15,449	15,457	15,457	15,457
	人 数	4	4	4	4
③介護医療院 (令和7年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費	0	0	0	0
	人 数	0	0	0	0
④介護療養型医療施設	給付費	0	0	0	
	人 数	0	0	0	
(4)居宅介護支援		12,043	12,837	12,988	12,050
	給付費	12,043	12,837	12,988	12,050
	(人 数)	76	81	82	76
介護給付費小計		241,841	245,362	243,939	238,408

## 第2節 介護予防サービス量・給付費

### 1 サービス量確保の考え方

介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスとは、要支援1・2など比較的軽度の人  
が、介護状態になることや介護度の重度化を防ぐために利用するサービスです。

こうした点を踏まえ、介護保険サービスのうち、介護予防/地域密着型介護予防サービスに関  
する今後の確保見込みについては、サービス種別ごとに以下の考え方に基づいて行っていきま  
す。

#### (1) 介護予防サービス

介護予防サービスについては、島内においてサービス基盤が整っているサービスを基本とし  
て、主に介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防通所介護及び介護予防短期入所生活  
介護の利用を見込んでいます。

また、島内で実施していないサービスについては、平成30年度から令和2年度までの利用  
実績を踏まえ、計画値を推計しました。

#### (2) 地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスについては、地域密着型の介護サービスと同様、拠点確保が困  
難であることなどの現状から、本計画期間内における確保は見込んでいません。

## 2 サービス量・給付費の推計

図表 一介護予防/地域密着型介護予防サービス量・給付費の推計(その1)

単位:千円・人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(1)介護予防サービス		12,661	12,726	12,726	12,099
①介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	給付費	2,713	2,772	2,772	2,145
	回数	73.8	75.4	75.4	58.3
	(人数)	9	9	9	7
③介護予防 訪問リハビリテーション	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
④介護予防居宅療養管理指導	給付費	736	737	737	737
	(人数)	4	4	4	4
⑤介護予防 通所リハビリテーション	給付費	0	0	0	0
	(人数)	0	0	0	0
⑥介護予防短期入所生活介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
⑦介護予防短期入所療養介護 (老健)	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護 (病院等)	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
⑨介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
⑪特定介護予防福祉用具購入 費	給付費	236	236	236	236
	人数	1	1	1	1
⑫介護予防住宅改修	給付費	754	754	754	754
	人数	1	1	1	1
⑬介護予防特定施設入居者 生活介護	給付費	8,222	8,227	8,227	8,227
	人数	12	12	12	12

図表 一介護予防/地域密着型介護予防サービス量・給付費の推計(その2)

単位:千円・人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
(2)地域密着型介護予防サービス		0	0	0	0
①介護予防認知症対応型 通所介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0.0	0.0	0.0	0.0
	(人数)	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型 居宅介護	給付費	0	0	0	0
	(人数)	0	0	0	0
③介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費	0	0	0	0
	(人数)	0	0	0	0
(3)介護予防支援		474	474	527	474
	給付費	474	474	527	474
	(人数)	9	9	10	9
介護予防給付費小計		13,135	13,200	13,253	12,573

## 第7章 標準給付費等の推計

### 第1節 標準給付費

#### 1 標準給付費の考え方

標準給付費とは、介護及び介護予防に関わる総給付費に、関連する給付費や手数料などを合わせた標準的な給付費の総額をいいます。

標準給付費は、保険料等の介護保険財源の動向を踏まえつつ、介護予防の取り組みを充実させることにより、将来の介護給付額の伸びを抑制するなど、安定した運営ができるよう見込んでいく必要があります。

#### 2 標準給付費の推計

本村の標準給付費は、下表のとおり見込んでいます。第8期計画期間の総額は8億4千百万円程度の標準給付費となるものと推計しています。

図表 一標準給付費

単位:千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
総給付費	254,976	258,562	257,192	770,730
介護給付費	241,841	245,362	243,939	731,142
介護予防給付費	13,135	13,200	13,253	39,588
特定入所者介護サービス費等給付額	17,490	16,713	16,627	50,830
高額介護サービス費等給付額	5,638	5,698	5,668	17,004
高額医療合算介護サービス費等給付額	706	714	711	2,131
算定対象審査支払手数料	230	232	231.0	693.0
審査支払手数料支払件数	3,775	3,814	3,794	11,383
標準給付費見込額	279,040	281,919	280,429	841,388

	令和7年度
総給付費	250,981
介護給付費	238,408
介護予防給付費	12,573
特定入所者介護サービス費等給付額	15,859
高額介護サービス費等給付額	5,404
高額医療合算介護サービス費等給付額	677
算定対象審査支払手数料	220
審査支払手数料支払件数	3,617
標準給付費見込額	273,141

### 3 日常生活圏域の設定

第3期介護保険事業計画期間（平成18年度～平成20年度）から、地域で暮らす介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続することを可能にする観点から、地域の特性に応じた「日常生活圏域」を設定し、新たなサービスである地域密着型サービスなど、圏域ごとに必要なサービス見込み量を定めることとされています。

日常生活圏域を設定するにあたっては、①地理的条件、②人口、③交通事情その他の社会的条件及び④介護給付等サービスを提供するための施設の整備の状況等を勘案して設定します。日常生活圏域は、地域密着型サービスや地域支援事業を展開する場合の基礎単位となります。

本村では、第3期において人口規模や地理的条件などから、島内一つを日常生活圏域として設定しており、第8期においてもその設定を引き継ぎます。

また、在宅サービスの拠点となる地域包括支援センターの設置についても、この日常生活圏域と同じエリアをサービス提供エリアとします。

図表 一地区別世帯数、人口と日常生活圏域

単位：人

	神 着	伊 豆	伊ヶ谷	阿 古	坪 田	合 計
世 帯 数	298	259	84	534	378	1,553
人 口	465	391	148	816	568	2,388
日常生活圏域数	1					
地域包括支援センター設置数	1					

※人口及び世帯は、令和2年9月末日現在住民基本台帳人口に基づく。

## 4 地域支援事業の充実

### (1) 地域支援事業の概要

地域支援事業では、地域包括ケアシステムの実現のため、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、地域全体で高齢者の自立した生活を支援するための取り組みを推進していきます。

また、従来からの包括的支援事業、その他の地域支援事業を行うことにより、高齢者が可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

さらに、新たなる地域支援事業に位置付けられた医療・介護連携の推進や、認知症施策の推進にも取り組んでいきます。

### (2) 地域支援事業の主な内容

#### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

##### (i) 介護予防・生活支援サービス事業

「要支援1・2」と認定された方や「サービス事業対象者」に該当した方を対象として、訪問型サービスや通所型サービスなどを提供してまいります。

##### (ii) 一般介護予防事業

要支援・要介護状態の有無にかかわらず、65歳以上の方のすべてを対象に介護予防運動の普及・啓発を行います。

平成30年度より実施している介護予防教室「MMG・MIYAKE教室」を継続して行い、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が困難な場合は、個別訪問による「出張MMG」、又はご自宅で介護予防ができる「MMG・DVDの貸出」等を実施してまいります。

住民より要望の多いリハビリ事業については、介護保険サービス外の事業として、実施に向けて早急に検討いたします。

#### ② 包括的支援事業

##### (i) 総合相談支援事業・権利擁護事業

地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、ネットワークの構築、高齢者の実態把握、相談支援、権利擁護に基づく支援を行います。

##### (ii) 包括的・継続的マネジメント事業

主治医、ケアマネジャーなどの多職種による協働や、地域の関係機関との連携を通じて、包括的かつ継続的なケア体制などを構築し、ケアマネジメントの支援を行います。新たな地域支援事業に位置付けられた医療・介護連携の推進や、認知症施策の推進にも取り組んでいきます。

#### ③ 任意事業

##### (i) 介護給付等費用適正化事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境を整備するとともに、介護給付の適正化を図ります。

## 第2節 地域支援事業費

### 1 地域支援事業費の推計

地域支援事業の財源（地域支援事業交付金）は、介護保険料と公費で構成されます。三宅村においては、今後3年間の事業費を次のように設定しています。

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	6,029	6,029	6,029
包括的支援事業・任意事業費	15,426	15,426	15,426

### 第3節 介護保険財政の財源構成

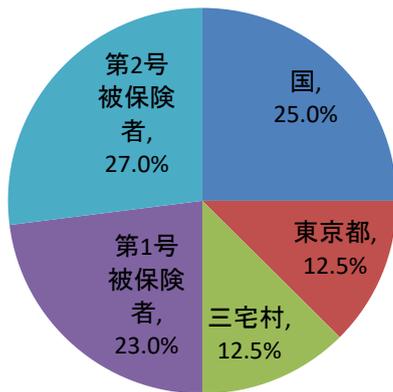
#### 1 介護給付費と地域支援事業費の財源構成

介護サービスの費用は、サービスに係る費用のうち、1割から3割を、サービスを利用した被保険者が利用料として負担し、残りを保険給付費として負担します。この負担については、①第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の保険料 ②第2号被保険者（40歳～64歳までの人）の保険料 ③公費（国、東京都、三宅村）で分担して負担する仕組みとなっています。地域支援事業費（介護予防事業、包括的支援事業）についても、介護サービス費用と同様の仕組みとなっています。

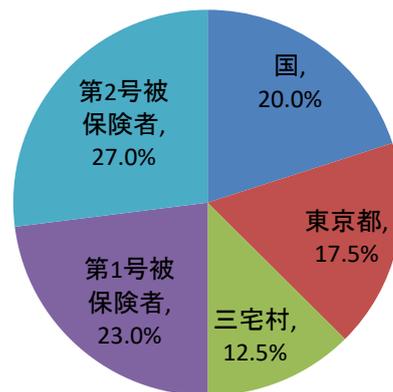
保険料負担の負担割合ですが、現在では第1号被保険者負担割合が23%、第2号被保険者割合が27%となっています。

#### ①介護給付費の財源構成

居宅給付費

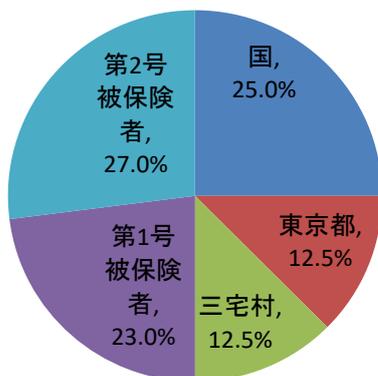


施設給付費

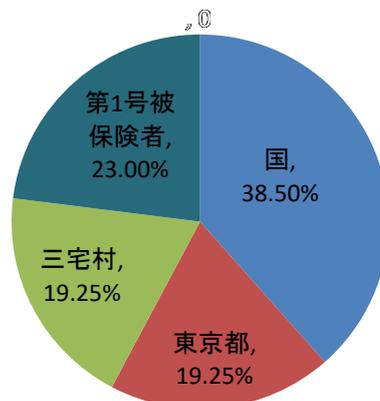


#### ②地域支援事業費の財源構成

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



#### 第4節 第1号被保険者の保険料

##### 1 保険料収納必要額

標準給付費見込額をベースに、調整交付金、準備基金取り崩し、財政安定化基金取り崩しによる交付などを勘案して、保険料として収納が必要な金額は、計画期間の3年間では1億6千8百万円程度と見込まれます。

図表 一 保険料収納必要額

単位:千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	279,040	281,919	280,429	841,388
地域支援事業費見込額	21,455	21,455	21,455	64,365
第1号被保険者負担分相当額	69,114	69,776	69,433	208,323
調整交付金相当額	14,253	14,397	14,322	42,972
調整交付金見込交付割合	9.04%	8.77%	8.50%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.9107	0.9223	0.9350	
所得段階別加入割合補正係数	0.9054	0.9064	0.9067	
調整交付金見込額	25,770	25,253	24,349	75,372
財政安定化基金拠出金見込額				0
財政安定化基金拠出率	0.00%			0
財政安定化基金償還金	0	0	0	0
準備基金の残高(令和2年度末見込額)				34,109
準備基金取り崩し額				7,400
財政安定化基金取崩による交付額				0
審査支払手数料1件当たり単価	61.00	61.00	61.00	
審査支払手数料支払件数(件)	3,775	3,814	3,794	
保険料収納必要額				168,525

## 2 第1号被保険者の保険料見込み

第8期計画期間における第1号被保険者の介護保険料を算定するにあたり、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、所得段階を国の標準段階である9段階を基本とします。また、低所得者（村民税非課税世帯）の負担軽減措置として、公費による保険料の軽減を行います。

図表 ー 第1号被保険者の介護保険料の段階設定

単位：円

保険料段階	保険料率 (実質負担率)※1	対象者	保険料額(年額)
第1段階	基準額×0.5 (0.30)	・世帯全員が村民税非課税で、生活保護受給者もしくは、 老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額(※2) から年金収入に係る所得(※3)を控除した額と課税年金 収入の合計が80万円以下の方	35,100 (21,060)
第2段階	基準額×0.75 (0.50)	世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額(※2) から年金収入に係る所得(※3)を控除した額と課税年金 収入の合計が80万円を超え、120万円以下の方	52,656 (35,100)
第3段階	基準額×0.75 (0.70)	世帯全員が村民税非課税で、第1段階、第2段階に該当し ない方	52,656 (49,140)
第4段階	基準額×0.90	本人は村民税非課税だが、課税されている人が世帯にい る方で、前年の合計所得金額(※2)から年金収入に係る 所得(※3)を控除した額と課税年金収入の合計が80万円 以下の方	63,180
第5段階	【基準額】	本人は村民税非課税だが、課税されている人が世帯にい る方で、第4段階に該当しない方	70,200
第6段階	基準額×1.20	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円 未満の人	84,240
第7段階	基準額×1.30	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円 以上210万円未満の人	91,260
第8段階	基準額×1.50	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円 以上320万円未満の人	105,300
第9段階	基準額×1.70	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円 以上の人	119,340

※1 実質負担率は公費による負担軽減をした場合の被保険者の保険料率です。

第1段階から第3段階は令和3年度から実施予定。

- ※2 (1) 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額
- (2) 租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除額(以下の(ア)~(ク))がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います
- (ア) 収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)
  - (イ) 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地を譲渡した場合の2,000万円(最大)
  - (ウ) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円(最大)
  - (エ) 農地保有の合理化等のために土地等を譲渡した場合の800万円(最大)
  - (オ) 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円(最大)
  - (カ) 特定の土地(平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大)
  - (キ) 低未利用土地等を譲渡した場合の100万円(最大)
  - (ク) 上記(ア)から(キ)のうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円(最大)
- ※3 公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額(当該額が0未満の場合は0)

## 第8章 介護保険事業の推進に向けて

### 【基本方針】

第7期計画においては、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つの各種サービスを一体化して提供する「地域包括ケア」の考え方を念頭に、さらに利用者が必要なサービスを適切に利用できるような環境づくりの推進を図りました。

第8期では、第7期の基本理念を引き継ぎながら、離島という条件で、限られた介護サービスの中、本人の能力・意欲を発揮し、継続して地域で暮らしていけるように、介護予防事業に重点を置いて進めていく必要があります。

また、地域包括支援センターが役割を発揮し、相談窓口としての機能、介護予防や権利擁護などさまざまな事業実施の企画機関として、多くの取り組みを推進していきます。

### 【関連施策・事業の体系】



## 【関連施策・事業】

### ○地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える2025年（令和7年）を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

### ○地域包括支援センターの設置・運営

高齢化が進み、高齢者のさまざまな生活ニーズも多様化する中で、高齢者の視点によるまちづくりを進めるための抜本的対策が求められています。こうしたなか、介護保険法改正を踏まえ設置されることになった地域包括支援センターは、介護予防をはじめ、権利擁護、各種相談窓口など、高齢者を包括的な観点で支援する役割をもつものとして、その効果が期待されています。

本村においても、多様化するニーズに対応し、活力ある高齢社会を迎えるための地域拠点として、地域包括支援センターを設置し、高齢者支援の拠点として運営していきます。

### ○相談・情報提供機能の充実

平成19年度から設置している地域包括支援センターによる情報提供、各種相談受付など、高齢者の不安や疑問を解消するための役割を引き続き充実させていきます。

地域包括支援センターについては、地域支援事業の推進拠点でもあるため、地域ぐるみの介護予防等、幅広い取り組みを通じて、健やかな地域づくりを推進していきます。

### ○介護サービス量を確保するための方策

介護保険制度のもとでは、社会福祉法人や医療法人、民間企業をはじめとするさまざまな事業主体が介護サービス事業に参入し、介護サービスを提供することができます。担い手不足が顕著となる今後、より効果的な人材確保の方策の検討や、各種研修などの充実による人材育成の推進を図っていきます。また、住み慣れた居宅や地域での介護環境の充実を目指す介護保険制度の趣旨も踏まえ、島内における必要なサービスの提供量確保に向け、事業者に働きかけていきます。

## ○良質な介護サービスの提供促進

介護保険制度は、利用者とサービス事業者間の契約によりサービスが提供されます。利用者にとって最も効果的なサービスが提供されるよう、事業者活動を促進していく必要があります。

そのためには、介護保険担当窓口や地域包括支援センター等に寄せられた相談や苦情などの情報を把握し、同種の苦情などが再発しないよう地域のサービス事業者とともにサービスの改善・向上を図っていきます。

## ○要介護認定事務の推進

介護保険サービスの利用にあたっては、まず要介護（支援）状態かどうかを調べ、サービスを受ける必要な状態であるかどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要です。

平成18年度から、要支援1・2、要介護1～5の7段階の要介護区分の認定となり、平成21年度から、訪問調査項目及び介護認定審査会の審査方法が変更されています。

変更のあった事項等については適切に対処し、適正な介護認定事務を推進していきます。

## ○介護給付費の適正化事業の実施

平成12年度から開始された介護保険制度は、高齢者の生活を支える仕組みとして定着してきたところです。

制度の定着とともに、全国的には介護サービス提供事業者の不正や、不適切なサービス提供や請求事例もあるため、事業者の適切な指導、監査が求められているところです。

介護サービスを必要とする高齢者（受給者）を適切に認定し、受給者が真に必要なサービス事業者が法令等に従って適正に提供されるよう、次のとおり介護保険の給付適正化事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、介護給付費通知、給付実績の活用、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合）に取り組んでいきます。

【介護給付適正化に関する取組目標、実施内容等】

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
要介護認定の適正化	3	○取組目標 ・調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握し、その要因について分析を行う。 ・調査項目の選択状況について、認定調査員間の平準化及び東京都・全国と比べたばらつきの解消を図る。
		○実施内容・方法 ・業務分析データ及び地域包括ケア「見える化」システムを積極的に活用し、客観的な状況を把握する。特に、一次判定から二次判定の重度変更率に留意する。 ・認定調査結果の点検、認定調査員等研修、介護認定審査会委員の連絡会等による適正化の取組を実施。
事業実施の基本的考え方	4	○取組目標 ・審査判定結果について、東京都・全国と比べたばらつきの解消を図る。
		○実施内容・方法 ・業務分析データ等の内容を定期的に確認し、適正化の取組の適切性を評価する。
	5	○取組目標 ・要介護認定を遅滞なく適正に実施するために必要な体制の計画的な整備を図る。
		○実施内容・方法 ・今後の要介護認定者の増加を見据え、要介護認定制度における認定の簡素化等も踏まえながら、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、計画的に必要な体制の整備を図る

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
ケアプラン点検	3	○取組目標 ・管内すべての介護支援専門員と自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有し、東京都ガイドラインを活用したケアプラン点検を実施する。
		○実施内容・方法 ・保険者として点検の視点や、規模を明確にして、計画的に実施する。
事業実施の基本的考え方	4	○取組目標 ・管内すべての介護支援専門員と自立支援に資するケアマネジメントの考え方を共有し、東京都ガイドラインを活用したケアプラン点検を実施する。
		○実施内容・方法 ・保険者として点検の視点や、規模を明確にして、計画的に実施する。
	5	○取組目標 ・ケアプラン点検の効果を検証し点検方法を改善する。
		○実施内容・方法 ・課題のあった事例に対して、点検後の経過を把握する。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
住宅改修・福祉用具点検	3	○取組目標 ・利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、申請内容を十分に精査し、住宅改修については、適切な施工となるか事前に現状確認を行う。
		○実施内容・方法 ・申請内容の十分な精査。住宅改修については、必ず住宅の現状事前確認を行う。
事業実施の基本的考え方	4	○取組目標 ・利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、申請内容を十分に精査し、住宅改修については、適切な施工となるか事前に現状確認を行う。
		○実施内容・方法 ・申請内容の十分な精査。住宅改修については、必ず住宅の現状事前確認を行う。
受給者の実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修・福祉用具の利用を排除し、適切な住宅改修・福祉用具の給付を行う。	5	○取組目標 ・利用者の身体状況等を踏まえた適切な住宅改修や福祉用具の利用となるよう、申請内容を十分に精査し、住宅改修については、適切な施工となるか事前に現状確認を行う。
		○実施内容・方法 ・申請内容の十分な精査。住宅改修については、必ず住宅の現状事前確認を行う。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
縦覧点検・医療情報との突合	3	○取組目標 ・国保連合会処理分以外（委託外分）の縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目の点検を実施する。
		○実施内容・方法 ・国保連合会の介護給付適正化関連システム研修会や出張説明会を活用し、点検ノウハウを高める。
事業実施の基本的考え方	4	○取組目標 ・国保連合会処理分以外（委託外分）の縦覧点検・医療情報との突合について、未実施の項目の点検を実施する。
		○実施内容・方法 ・国保連合会の介護給付適正化関連システム研修会や出張説明会を活用し、点検ノウハウを高める。
報酬請求が誤っている可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す。	5	○取組目標 ・点検の効率を高め。点検実施件数を増やす。
		○実施内容・方法 ・国保連マニュアルを活用し、点検効率を高めながら、定期的実施する。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
介護給付費通知	3	○取組目標 ・受給者にとってわかりやすく、かつ効果的な介護給付費通知となるよう検討する。
		○実施内容・方法 ・通知内容や回数、対象者等を適宜見直しながら実施する。
事業実施の基本的考え方	4	○取組目標 ・効果や課題を把握し、改善点がある場合には再度見直しして実施する。
		○実施内容・方法 ・通知内容や回数、対象者等を適宜見直しながら実施する。
受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発する。	5	○取組目標 ・効果や課題を把握し、改善点がある場合には再度見直しして実施する。
		○実施内容・方法 ・通知内容や回数、対象者等を適宜見直しながら実施する。

事業名	年度	取組目標と具体的な実施内容・方法
給付実績の活用	3	○取組目標 ・給付実績の活用において、活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用する。
		○実施内容・方法 ・国保連合会の研修会や出張説明、国保連マニュアルを活用するほか、先行保険者の事例を参考にし、点検ノウハウを高める。
事業実施の基本的考え方	4	○取組目標 ・給付実績の活用において、活用頻度が高い帳票のうち、効果的なものから順次活用する。
		○実施内容・方法 ・国保連合会の研修会や出張説明、国保連マニュアルを活用するほか、先行保険者の事例を参考にし、点検ノウハウを高める。
給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。	5	○取組目標 ・効率的・効果的な活用方法を検討し、活用帳票を拡大する。
		○実施内容・方法 ・サービス内容の確認のほか、ケアプラン点検や実地指導等、ほかの事業にも活用できる帳票を選定・点検する。



付 属 資 料

## 三宅村介護保険事業計画策定委員会設置要綱

訓 令 第 1 6 号

令和2年7月8日

### (設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するにあたり、三宅村介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、東京都三宅島三宅村長（以下「村長」という。）の次の事項に係る諮問に応じて、調査及び検討を行い、村長に答申する。

- (1) 計画に必要な調査に関する事。
- (2) 事業計画の策定に関する事。
- (3) その他村長が前各号に関して必要と認める事項に関する事。

### (構成)

第3条 委員会の委員は村長が委嘱し、次に掲げる委員で構成する。

- |                         |      |
|-------------------------|------|
| (1) 被保険者の代表者            | 2名以内 |
| (2) 村議会議員の代表者           | 1名以内 |
| (3) 保健・医療・福祉の代表者        | 8名以内 |
| (4) 地域包括支援センター運営協議会の代表者 | 1名以内 |

### (任期)

第4条 委員の任期は、事業計画の策定が完了するまでとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (役職)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議の運営上必要があるときは委員以外の者の出席を求めることができる。

(報酬費及び費用弁償)

第7条 委員並びに第6条第4項により出席を求められた委員以外の者(以下「委員等」という。))が、会議に出席した場合は、報酬費及び費用弁償(以下「報酬費等」という。)を支給する。

2 報酬費等の額については、三宅村特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和56年6月29日条例第7号)の別表第1号の三宅村介護認定審査委員に準ずる。

3 委員等のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員である者に対しては、報酬費等を支給しない。また、辞退する者へも同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉健康課福祉係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月8日から施行する。

### 三宅村介護保険事業計画策定委員会委員名簿

No.	氏 名	所 属	区 分	備 考
1	日野 福江	第1号被保険者	被保険者の代表	
2	吹田 伊都子	第2号被保険者	被保険者の代表	
3	沖山 肇	村議会	村議会議員の代表	委員長
4	作間 俊仁	東京都三宅支庁 総務課福祉担当	保健・医療・福祉の代表者	
5	稲葉 洋美	東京都島しょ保健所 三宅出張所	保健・医療・福祉の代表者	
6	山本 登美子	三宅島民生児童委員協議会	保健・医療・福祉の代表者	
7	水田 亮佑	三宅村国民健康保険直営 中央診療所	保健・医療・福祉の代表者	
8	里中 貴子	三宅村地域包括支援センター	保健・医療・福祉の代表者	
9	齊藤 央	社会福祉法人 三宅島社会福祉協議会	保健・医療・福祉の代表者	
10	宮田 信之	地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センター運営 委員会の代表者	副委員長

## 三宅村介護保険事業計画策定委員会の検討過程

	開 催 日	議 題	備 考
1	12月24日	(1) 委員長・副委員長の選任 (2) 介護保険事業について (3) 第7期介護保険事業計画の実績について	
2	1月19日	(1) 第8期介護サービス量と給付費の見込みについて (2) 各年度の介護給付費等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び各年度における地域支援事業の量の見込みについて	
3	2月 2日	(1) 第8期三宅村介護保険事業計画素案について	
4	2月 8日	(1) 答申について	